

所管部課	総務部契約検査課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市契約事務規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 主な改正点 最低制限価格の設定範囲について、次のとおり見直しを行うものである。</p> <p>改正前 予定価格の10分の7以上 改正後 予定価格の10分の7.5から10分の9.2まで</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行するものとする。</p> <p>(3) 影響と効果 より適正な価格での受注となり、ダンピング受注の防止に資する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年7月18日 令和5年度第7回東大和市指名業者選定委員会において、『東大和市工事請負契約における最低制限価格設定基準』の改正について承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。 あわせて、東大和市工事請負契約における最低制限価格設定基準についても、改正を行う。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。